歌雑々

七四六

特別
へ2
4867
48

言難之上

○枝撲方 西部

みる月のくしには原よぬれつゝそ
見あかれどもそ

作者ミエス

めつ月やこゝろことつこすこえて有明くと
ねてみんや夏のくれまつ 軸ヨリ二首又
こよ月やつゆとし

作者ミエス

なはこゝにちれつくとあくそう
のちれのへみきさとみそきにいそつ 柚

○定家字類百首 又称若衆こし 又雑説こしトモ

同月廿五 若ノ百首内 秋ア
三川の月ハ名のとかさみゆる 定家
ちらみえやかの北ふかめりつれ

○三代集之間事

定家作也 楊下書なり 事卜見えたり

夜てし

みな月ころへ明月し乍人影し　安序文　四六月之宮

古人本月之陸王川原滝桜又紀京衣縁作

之遊友傳ろへし典恒例也不混晦日見

梅背月桜

長えし比式人統也会小合人来す

条皆月桜し也催し伴桜六月

十三日也

○井蛙抄第六雑談　頓阿作

行路柳　よ

道のへ氏原の柳しそそく

わかれけるの氏部なへや　定家卿

右哥は順徳院ノ御屋之御信ノ時ト

同詞書に　枝一尾仙洞　披露　院御所也

のち室家にて様出仕し也ころ侍ころ宿禰ヤ

森葉館日数様出仕とゆかされて此ゥ

御文、意ゆえそれとそそく

○柏木巻　は巻三テハ　柏木ハカズノ外者

いまはとてもえ乙燃もさそわるも

俄のたきれすとやのこる　衛門督ハ夫一息第未帰上之人　柏木トも遂

らそひそさやこのまし　ききころとも

すひそらく多りくくやみ

朱雀院姫宮之

女三之宮

明應二年十一月廿三日於江洲
前桐山季兼 送書状披見了而
御影堂供僧名字豪久
少年法師和歌事未
一向字別也 去夜依晴し
番僧法堂一睡之間老僧
来雑談之次語云云
よしや君それこそのみちの道ありは
まよはゞそれもすゞかへかゝと
此夢想以和歌 雪忌時
似たる云 向ゝ可遂 云云

為こハ聖朝の治安并
実納し申入処 数通岡
九感動保云ち被成奉納
御奉表
抜ハ御札仝露男女一人ニ至迄
ハ注一覧未及拝写哉
十文首か 勅許被納箱伴
く 茜れ折りし 右此拝宮儀鳴訴し
只為御新謝宮諸選
勅使し次ら年納り
ロー箇れニ漏脱不ラ御諭し
事やモハ
水鳥も御頭也代
松のかよく代々乃よ出たいろ
すしあしもの言ろし世産

たし以贈答気也 勅続議注
末代和歌し御感悦ニ候
作ニ伝は粗記し候
柿下備材か内
下ろ方れは富士の三分の一も
さゆるの家のよ代下葉
はかなえ永代御家富士ニ出たれ 順徳院
入こ ヨムもしきしのもれ

如期以後
貞應元年ニ

吉分ノ奥レ奉寄ノ有寄合
一貞應二年七月廿二日 光家
にて勧尚書右 在判
同廿八日令讀宏説書入云々
待于嫡孫可為秘本之證也
嘉
一嘉禄二年四月廿日 ニて勧尚書 在判
于時頼紫宰王室堪右筆哉
此本付属太夫為相
于時頼紫宰八葉門執覧 判
同
私云 貞應本ニ未表疵アリ
嘉禄本ニ二六卅
無惣

古傳ノ次第

一 基俊ヨリ 俊成へ

右基俊ヘノ傳ハアリ 秘事ノ哥事し

一 俊成ヨリ 代々モニ傳ル

一 為家ヨリ 二条為氏 冷泉為相 せ

両人ニ傳テ 同流ナカラ 両家ニ断

一 為家ヨリ 東家道元祖 素暹ニ傳リ 代々

流行傍花

家ニ久エス

素暹ヨリ門弟 常光弟一くわう

為家弟子 常光院ヨリ

一傳世ヨリ　頓阿作也　堯孝子又經秀
號ヲ[illegible]ル寺ニ戒名鏡秀　堯孝子ニ
前綾ハ古今作者　後花園院ノ時ノ
小松里ニトス　作名ヲ賜リ號
此云古跡住仁和寺菩提院
爲ニ仁和寺ノ號　小松里故也
孝光天皇ハ徳號ヲ過分之謂
右古傳系圖ニハ　堯孝次ニ經秀ト
アル也　堯孝ノ字號ハ鏡ト仁和也
知ヲ爲ニ仁ト　三五大リ常ト[illegible]
在リ　ナキ也

一常明ヨリ　經賢ハ外何事也　家ノ
傳モアリ
一堯孝ヨリ　常縁　素暹八代末葉
家ノ傳モ如エス　[redacted]
又郎村ハ在素源　筆ノ二系也
流ニカシ面ニ名乗也　郎村ハ
素暹ヨリ常縁也　常縁ハ素暹ヨリ
九代也　[redacted]
一常縁ヨリ　宗祇也　即元年アリ
又文明三比[illegible]

一家禄ヲ勝ル分 左ニ記ス・
宗播 文明十三ニ死 不好ニ借地
道達院 文明十八ニ死・ 千時侍従忠純
極楽寺主 御尚通云ニ 植家云父也
死シテ 借ル也 明応七年 常縁ト号ス
家ハ 借ニ及ブ也

一 富隆ヨリ 後奈良院 亨禄元ニ死 [illegible]
云勝云ニ ウキクハシヤウト キコユ 天文元死 素経モ 借ル也 [illegible]
常縁末ノ人 仲時元ニ 云ニ信

云勝云ニ ヨミヲシムトシ
一 富隆ヨリ 細川兵部藤孝
文九ニテ 玄旨ト号 幽斎
元亀二十五日 東寺ニ於テ
天正四年ニ 三光院ニ
一 清真ヨリ 天正ニ 妙庵 [illegible]
云国云 下向
云国云ハ 素我 モチ扶助 妙安不悉
一 清真ヨリ 下向 云国 荒前 [illegible]
一 富春モ オモテムキ ノ 借ル
清隆ヨリ 妙ル也

一 尋範 千載作者 前勅ニ入
法務也
大乗院 一乗院 両門跡也
一 長字ハ ダデ字ニハ 空阪ヲ書
多シく きくヨくせしみかワカし 又 相違
奥ノ方ノ方ハ 目トシリ もしみハ
おサゲテモ
よこうきりノ時ニ 版ク 書し
なうるハ目トシリ 下ノ目ハサゲ
書ま[illegible]

一 下宿禄庵ハ[illegible]よりの
寿庵ハ九ハ尋時[illegible]こう之
[redacted]
此くるかワレハ、田ハ
十百之 自時寅申ね
佐兵衛
すく人

天文三年家之半にて写し
御小開露之節写事と
使人也ニ於而雪村にて書写之
かしこくも紹々開山様より河
形見時に老少不定年に
為後日也
然ひとつも是から此時世を能と
ともにへや人の世は法由来
右晴道院半写之　有行遊道院之
御七紀舟讀之

永正三 二廿三 将軍家は亭 御乗し 勅宣

紅梅折枝ノうへに

梅花指 袖もなう袖ぞうやうれしさの
身にあまる春のかはらぬ花と見へ 寄花

永正十二 十二廿六 宇日 按続 右府

こさら息老上着につらん法もと

あけらるさらしいし世トリ

韓退して

一さらば世しのこして生よ

老そいすむ道もうらしき

右御白い 兼輔云 府有 右府い

宮内 善云 時竹遁

文亀二十二廿八 宝所在所 あり

府中より 此そろノはとえ

三浦云 篭うそうまし 兎のあり

此辰ならん 則出 気ん

府将

あれのゝもる此続ものこるを

そのからみ此 殊のさの尾と

永正三 〔中〕 御府辞し 宣も

前もまたやまさりまきりけりて

いらまいましも花深の雑

右御も 遠流之

従二位[illegible]一寸くし[illegible]かなり
の[illegible]まてに[illegible]公條
是ハ三條左府ニトノ時[illegible]
[illegible]
公條ニ[illegible]ノ時右府ノ[illegible]
の哥[illegible]

源賢 号多田法眼 恵心弟子也 満仲子也
哥人也
九月盡の哥よ 後拾遺集ニ入
秋ふかや[illegible]をあらし[illegible]
同十九巻
よきわか[illegible]の[illegible]
[illegible]

閏月七夕

[illegible]

[illegible]